

公共工事における非指名理由等苦情処理 手続要領

本要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律127号）の趣旨を踏まえ、岐阜県が発注する建設工事について、入札及び契約に関する透明性と公正な競争を確保するため、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策を定めるものとする。

第1 対象工事

1 この要領による苦情処理の対象となる工事は以下のとおりとする。

- (1) 一般競争入札方式による工事
- (2) 指名競争入札方式による工事
- (3) 随意契約による工事

ただし、県の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が250万円を超えないものを除く。

2 政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の対象工事については、「岐阜県政府調達苦情処理手続要領」（平成8年6月28日）に基づく岐阜県政府調達苦情検討委員会により苦情処理を行うものとする。

第2 一次苦情申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は以下のとおりとする。

(1) 一般競争入札

ア 当該入札の参加申請の確認の結果、当該参加を認められなかったことに対して不服がある者は、発注機関の長に対して当該参加を認められなかった理由についての説明を求めることができる。

イ 当該入札の競争参加資格の確認の結果、当該参加資格を認められなかったことに対して不服がある者は、発注機関の長に対して当該参加資格を認められなかった理由についての説明を求めることができる。

ウ 総合評価落札方式における落札者以外の入札参加者のうち、落札者の決定に対して不服がある者は、発注機関の長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

県建設工事入札参加資格者名簿において当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該指名競争に参加できる者として指名されなかったことに対して

不服がある者は、発注機関の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった理由に対して不服がある者は、発注機関の長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

2 苦情の申立ての方法

苦情の申立ては、以下に掲げる期間内に、書面により、発注機関の長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載する。（様式自由）

(1) 記第2のうち1(1) アに掲げる苦情にあつては、入札参加通知書を通知した日から起算して7日（岐阜県の休日等を定める条例（平成元年岐阜県条例第5号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。

(2) 記第2のうち1(1)イに掲げる苦情にあつては、入札参加資格不適合通知書を通知した日から起算して7日（休日等を含まない。）以内。

(3) 記第2のうち1(1)ウに掲げる苦情にあつては、落札者決定通知の通知日から起算して7日（休日等を含まない。）以内。

(4) 記第2のうち1(2)に掲げる苦情にあつては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内。

(5) 記第2のうち1(3)に掲げる苦情にあつては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内。

3 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあつた場合は、発注機関の長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

4 苦情の申立ての却下

発注機関の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適確を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情申立てについての教示

苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、この要領における対象工事に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札方式にあつては、記第2のうち1(1)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (2) 指名競争入札方式にあつては、記第2のうち1(2)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。
- (3) 随意契約方式にあつては、記第2のうち1(3)に掲げる苦情申立てができる旨を掲示すること等により教示する。

6 苦情処理手続に係る明示

記第2のうち1から3に係る手続については、次のとおり明示するものとする。ただし、この要領により対象となる工事に限るものとする。

- (1) 記第2のうち1(1)に係る手続については、入札説明書等に記載する。
- (2) 記第2のうち1(2)及び1(3)に係る手続については、発注機関等において掲示する。

7 苦情処理結果の公表

発注機関の長は、申立者に回答を行ったときには、申立者の提出した書面及び回答書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び苦情申立てができる範囲

記第2のうち3の回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、発注機関の長から記第2のうち3の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により知事に対して行うことができるものとする。
- (2) 再苦情の申立てがあつた場合は、知事は、速やかに、岐阜県附属機関設置条例（平成25年岐阜県条例第1号）により設置される岐阜県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。なお、委員会の審議に係る具体的な手続及

び再苦情申立書の様式等については、岐阜県入札監視委員会運営要領によるものとする。

3 再苦情申立てへの回答

知事は、申立者に対し、委員会の審議の結果を踏まえた上で、委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い発注機関の長が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日（休日を含まない。）以内にその申立てを却下することができるものとする。

5 再苦情申立てについての教示

記第2のうち3の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

記第3のうち1から3に係る手続きについては、記第2のうち3の回答書中に記載して明示するほか、発注機関等における掲示により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

知事は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び知事が回答を行った書面を閲覧により速やかに公表するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、一般競争入札に係る苦情処理手続等については、岐阜県一般競争入札実施要領の定めるところによる。

附 則

- 1 この要領は、平成13年9月20日より施行する。
- 2 記第1のうち1については、当面、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

が1,000万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月19日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月19日から施行する。